

(趣旨)

第1条 この規程は、獨協大学学則第80条に基づき、本学図書館に関する基本的事項について定める。

(目的)

第2条 本学図書館（以下「図書館」という。）は、研究教育に必要な図書その他の資料を収集管理して、教職員及び学生の利用に供することを目的とする。

(職員)

第3条 図書館に、館長、事務課長及びその他の職員を置く。

(館長)

第4条 館長は、図書館を代表し、図書館の業務を統括する。

2 館長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 館長の選出方法については、別に定める。

(図書館運営委員会)

第5条 図書館と学部及び学科並びに大学院研究科との意思の疎通をはかり、かつ、館長の諮問に応じて図書館に関する事項を審議するため、図書館運営委員会を置く。

2 図書館運営委員会については、別に定める。

第6条 削除

(資料)

第7条 図書館が収集・管理する資料とは、図書・逐次刊行物等の印刷資料のほか、各種の写本、文書、記録、マイクロ資料、各種の視聴覚資料その他情報の媒体として図書館が利用者に提供するものが相当と認められるすべての資料をいう。

2 資料の収集及び管理については、別に定める。

(利用)

第8条 図書館の利用については、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、図書館運営委員会及び全学教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規程第23号）

2 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第1号）

3 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

4 獨協大学図書館企画委員会規程（平成3年4月1日施行）を廃止する。

附 則（平成26年規程第14—108号）

5 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第13号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。